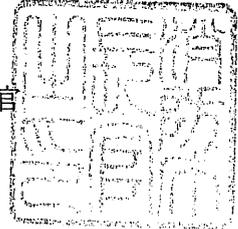


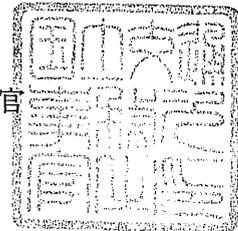
消 防 災 9 1 号
国 河 政 7 6 8 号
平 成 2 0 年 3 月 2 7 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官



国 土 交 通 事 務 次 官



非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を
改正する政令の施行について（通知）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成20年政令第68号）が、平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されます。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、条例の改正等を速やかに行う等、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村、関係一部事務組合及び広域連合並びに水害予防組合に対してもこの旨周知願います。

記

1 改正の趣旨

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を引き上げること（第2条第3項）。

2 改正の内容

別紙のとおり。

3 適用関係

改正後の第2条第3項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。）並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案（概要説明）

平成 20 年 3 月
消防庁国民保護防災部防災課

1 改正の概要

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）により配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が6,000円から6,500円に引き上げられることに対応して、非常勤消防団員等に係る補償基礎額について定めた本政令第2条第3項中、配偶者以外の扶養親族に係る加算額について、現行の200円から6,500円を30で除した額（日額相当）である217円に引き上げる。

（注1） 補償基礎額は、非常勤消防団員等（以下「団員等」という。）に対する損害補償の基礎となる額で、団員等の1日分の給与に相当する額である。8,800円から14,200円の範囲で団員等が属している階級及び勤務年数に応じて定められている。

（注2） 加算額は、損害補償を受ける団員等に扶養親族がある場合に、補償基礎額に加算される金額で、国家公務員の扶養手当の日額に相当するものである。

（注3） 団員等に支給される損害補償の額は、補償基礎額に補償の種類及び程度に応じて定められた一定の倍数を乗じることによって決定される。

損害補償の額 = 補償基礎額（扶養親族がある場合には加算額を加算した額） × 倍数

2 施行期日

平成20年4月1日

政令第 号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「二百円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者がある場合にあつては、そのうち一人については二百十七円、」を「二百十七円（」に、「ない場合にあつては、」を「ない場合にあつては、」に改める。

附 則

- 1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補

償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成二十年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を引き上げる必要があるからである。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）抄

改正案

現行

（補償基礎額）

第二条（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは

は非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて

疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし

、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三

円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族に

ついては一人につき二百十七円（非常勤消防団員等に第一号に掲げる者が不在の場合にあつては、そのうち一人については三百

（補償基礎額）

第二条（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは

は非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて

疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし

、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三

円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族に

ついては一人につき二百円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者が不在の場合にあつてはそのうち一人につい

六十七円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に
ある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に
ある弟妹

五 重度心身障害者

4

(略)

ては二百十七円、非常勤消防団員等に第一号に掲げる者が不在
場合にあつてはそのうち一人については三百六十七円)を、そ
れぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の
事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に
ある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に
ある弟妹

五 重度心身障害者

4

(略)